

祝

成育基本法成立



成育基本法

平成三十年十二月八日法案可決成立



平成三十年十二月八日法案可決成立



記念会報誌

祝 成育基本法成立

—目次—

祝辞	3 P
超党派 議員連盟役員挨拶	7 P
超党派 議員連盟名簿	2 1 P
議員連盟について	3 3 P
成育基本法 条文	3 5 P
成育基本法について	4 1 P

超党派 成育基本法推進議員連盟

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟)



第八回 議員総会 平成三十年十二月十七日 (衆議院第二議員会館)

衆議院本会議

平成三十年十二月六日



参議院本会議

平成三十年十二月八日



祝 辞

※敬称略



公益社団法人 日本医師会
会長

横倉 義武

成育基本法が平成 30 年 12 月 8 日の参議院本会議において全会一致で可決成立されました。成立に向けてご尽力を賜りました、『超党派成育基本法推進議員連盟』の河村建夫会長をはじめ役員の方、議員連盟にご賛同いただいた多くの先生方に心より感謝を申し上げます。

日本医師会では平成 20 年 1 月、会内の小児保健法検討委員会において「小児保健法（仮）」の制定が必要との答申が出され、平成 25 年に周産期・乳幼児保健検討委員会において「成育」の概念を取り入れた「成育基本法（仮）」として法制化を望む答申が出されました。この答申を受け本格的に法制化に向けた活動を開始致しました。日本小児科医会、日本産婦人科医会などの関係団体とも歩調を合わせ、陳情活動を展開致しました。その結果、多くの国会議員の先生方にご理解を頂くことができ、昨年 12 月、長年の活動が実を結び、成育基本法成立の日を迎えられたことは、大変嬉しく思っております。

成育基本法が成立した臨時国会において、議員提出法案（議員立法）は、衆・参合わせて 115 件（継続審議含む）であり、成立したものは成育基本法を含め僅かに 9 件でありました。限られた厳しい国会日程の中、成立できましたこと、重ねて感謝と御礼を申し上げます。

長年の悲願でありました成育基本法の成立を契機として、今後政府において実効性のある各種施策の実現が図られるものと考えますが、本会と致しましても引き続き、関係機関と連携・協力をを行い、子どもとその保護者並びに妊産婦のための有益な施策を提言して参る所存でございます。引き続き、議員連盟の先生方のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

「祝成育基本法」

全国小児科医の 25 年に亙る願いであった「成育基本法」が昨年 12 月 8 日に成立した。ご支援いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

「成育基本法」の主旨には、少子化対策と子育て支援の両面がある。最も重要なことは、わが国の子どもたちが何を望んでいるのか考えることである。保育所を増やして待機児童解消を図ることではなく、子どもたちが安心して健康に育つ社会を造ることである。そのためには、子どものための国の予算を増やすことと、妊娠期から乳幼児、幼児期、学童期、思春期を経て大人になるまで、継続性のある国や家族、地域の支援が得られ施策が求められている。フィンランドのネウボラを参考に一日でも早い実現を望んでいる。



公益社団法人 日本小児科医会
名誉会長

松平 隆光



公益社団法人 日本小児科医会
会長

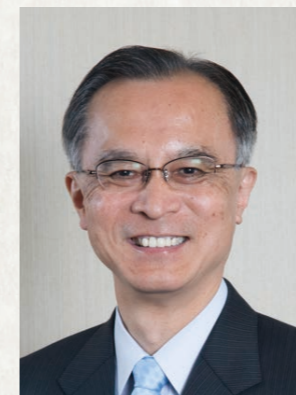
神川 晃

2018 年 12 月 8 日に成育基本法（略称）が参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。河村建夫衆議院議員、羽生田たかし参議院議員、自見はなこ参議院議員はじめ多くの国会議員の皆さま、日本医師会横倉義武会長、日本産婦人科医会木下勝之会長、日本小児科医会松平隆光名誉会長のおかげとこの場をお借りして御礼申し上げます。

子どもを産み育てたいと思う人が、どこに住んでいても安心して子どもを産み、健やかに育てることができる社会を実現したいと考えています。そして、何よりも保護者が子どもが生まれてきたことに喜びを感じ、子どもが自己肯定感をもって家庭から社会へ出ていけることが大切です。

まず愛着形成に必要な時期に保護者と子どもが密に係るように子育て支援を行い、そこを基盤として幼児期、学童から成人へと成育過程に継続的に係り、子ども達を biopsychosocial に見守るのが子どものかかりつけ医とします。現在の医療・保健体制ではこれを実施するのは難しく、子ども達にポピュレーションアプローチで乳幼児期から成人まで見守れる体制作りが望まれます。

成育基本法は妊娠から出産、新生児から成人に至る成育過程に生じる問題に切れ目ない支援が実施されることを目的とした法律です。子どもの成育にかかわる医師の子どもと保護者への思いが、この法律で生かされるよう全力で取り組んでまいります。



国立成育医療研究センター
理事長

五十嵐 隆

成育基本法の成立を心よりお慶び申し上げます。同法の成立に向け、多くの関係者の方の御尽力を戴きました。こころより御礼申し上げます。わが国の周産期・小児の保健・医療は制度的にも内容についても世界に誇るものがあります。しかしながら、わが国の子ども・青年・若年成人を生物的・心理的・社会的な側面から捉えると、保健・医療・福祉・教育面で不十分な点があります。難病の克服等の生物学的な課題だけでなく、こころや社会性の課題についても研究し、解決に向けた技術を開発し、知恵を出し、制度面からも社会実現させることが求められています。そのために、成育医基本法を上手に利用することが必要です。関係者の一層の御尽力を御願いたします。





公益社団法人 日本産婦人科医会
会長

木下 勝之

現代社会にとって必須な法律です

この度の「成育基本法」の成立を心からお慶び申し上げます。今日ではスマホに AI が加わり、成人には大変便利な社会になりました。一方、子供たちにはスマホほど刺激的で魅力的なものはないのです。親の子育てにも、スマホが使われています。本来、社会は人の関係性で成り立っています。スマホで育つ子供たちは、どこで人間の関係性を身に着けるのでしょうか。今日ほど、人の関係性の基礎となる、母子関係の重要性を再認識する必要がある時はないのです。妊婦と母と子、そして乳幼児期から青年期に至るまでの子供たちへの、切れ目のない支援体制を保障する議員立法「成育基本法」の出番です。先ず「母と子」の育児支援対策の策定と実践が急がれます。



公益社団法人 日本歯科医師会
会長

堀 憲郎

宇宙よりも大きな夢と無限の可能性をもって生まれてくる新しい命を、我が国全体で歓迎し、支援する理念が明らかになったことは大きな喜びです。

歯科界は「口腔の健康は妊娠期、周産期を含む人生の全ての段階で重要である」との考えのもとで、全身の健康増進に向けて、生涯を通じた歯科・口腔からのアプローチの重要性を明確にする事を求めてきました。

本法の成立を機に、母子一体としての歯科健診、歯科保健指導、歯科医療の充実に努め、歯科からの支援が、すべての妊産婦及び子ども達に提供できる体制を構築し、どの地域においても切れ目のない医療連携が構築されることなど、具体的な課題に取り組んで参ります。



公益社団法人 日本小児科医会
副会長

伊藤 隆一

『育（はぐくみ）』は、未来の日本を担う子どもにとって重要である。それは保護者にとって“楽（らく）”ではないが、楽しい『育楽』でなければならない。今まで、子どもの成長の重要性をわかっているながらも成育基本法のような包括的な法律がなかった。個々の行政担当は、法の基の範囲内で誠実に動かれるので子どもの問題の進みが遅く感じられる。

今回、自民党を起点として超党派の議員の多くの賛意をえられ日本小児科医会の永い希望を成立していただきました。動き出す本法にて All Japan 体制で子どもにかかわる現在の諸問題に取り組んでいただき、行き留まっている少子の壁を破り元号のかわる新しい日本を創りあげていただきたい。



公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長

中村 丁次

成育基本法の成立、誠におめでとうございます。

これもひとえに、河村建夫会長（超党派・成育基本法推進議員連盟）を中心とした国会議員の皆様のご尽力の賜であり、妊娠期の母親から、出産後の成長過程における切れ目のない支援を多職種協働のもとに行えることは、私ども管理栄養士・栄養士にとりましても、活動を行う上で大変有意義な拠り所となりましたことを衷心より御礼申し上げます。若い女性のやせや妊産婦の低栄養が指摘されている中で、低出生体重児の出産や児の将来の生活習慣病のリスクに対し、管理栄養士等が科学的根拠に基づき、妊娠前から健全な食生活を身につけ、実践できるように継続的な支援を行ってまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。



公益社団法人 日本助産師会
会長

山本 詩子

「成育基本法」の成立にあたりまして、ご尽力を賜りました超党派・成育基本法推進議員連盟 河村建夫会長をはじめ、多くの議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。本法では、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応することが明記されました。私ども日本助産師会は、90 年以上に渡り、地域において妊娠から出産、子育てまでの心身両面にわたる切れ目のないケアを提供してまいりました。その思いを包含するような本理念法の成立によって、更に力を得たように思います。これからも、母子と家族の支えとなるように、より一層の活動を目指してまいります。



公益社団法人 日本小児保健協会
会長

秋山 千枝子

まずは成育基本法の成立を心からお慶び申し上げます。

本法では、成育過程にある者及び妊産婦に対する良質かつ適切な医療を提供すること、そして保健としては、その方々の健康の保持や増進を図り、社会からの孤立の防止や不安の緩和を図り、虐待の予防及び早期発見なども含んだ支援としての「健康診査や健康診断の適切な実施や相談支援体制の整備について」も言及されておりました。

このように乳幼児健診から児童虐待に至るまで、小児保健とは切っても切れない問題についての礎ともなるべき法律ができましたことを心から歓迎し、当協会もこの成育基本法とともに、子どもたちの明るい未来のためにこれからも努力してまいりたいと存じます。

超党派 成育基本法推進議員連盟 役員

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟加盟議員)

※敬称略

令和元年五月現在



会長
衆議院議員
自民党
山口3区

河村 建夫

平成30年12月8日未明、成育基本法が産声を上げました。

子ども達に必要な医療や福祉の充実を求める包括的な理念法の制定を求める声は、およそ四半世紀前から小児科や産婦人科の医師を中心に唱えられてきました。2004年には、日本医師会の乳幼児保健検討委員会において「小児保健法」として本格的な検討が始まり、議論が重ねられてきました。

そうした多くの先人達の想いを結実させるべく、平成30年5月、超党派の議員連盟を設立し、加盟議員192名の先生方に丁寧なご議論を頂きつつ立法化を目指して活動してまいりました。今般、衆参両院において全会一致での成立が実現したことは、国会議員が一丸となって未来を担う子供達を支えていくという強力なメッセージとして、深く社会に響くことと存じます。



顧問
参議院議員
自民党
鹿児島選挙区

尾辻 秀久

思い起こせばこの法律のスタートは日本医師会が「小児保健法」の仮称で法律制定の話し合いを始めたのが2004年だったと記憶しています。爾来14年にわたり日本医師会、日本小児科医会、日本産婦人科医会の皆様方のご努力と熱意により2018年12月8日に「成育基本法」が成立致しました。まさに悲願の法律が成立したといっても過言ではないと思います。

この基本法の成立に携わった一人として皆様方のご尽力に改めて心より敬意を表しますとともに、この法律が実効性のあるものになるよう私も引き続き皆様方とともに取り組んで参ります。



顧問
衆議院議員
自民党
東京13区

鴨下 一郎

急速な少子高齢化にあるわが国においては、子どもの健全な育成を保障するため、母子保健医療体制の充実や子育て支援のための社会環境を整備することが大変重要であります。

そのような中において、未来を担う子どもの健やかな成長を社会全体で支援することを目的とする成育基本法が昨年12月に成立したことを、非常にうれしく思います。

今後、この法律に基づき、次代の社会を担う子どもの心身の健やかな成育の確保に向けた取組の充実が図られることと思いますが、国や地方公共団体、関係機関等が一体となって取り組んでいけるよう、また、関連施策が連携しながら一層促進されるよう、私としてもできる限りの支援をまいります。



顧問
衆議院議員
自民党
愛媛1区

塩崎 恭久

「成育基本法」の成立は、関係議員、小児科医等、多くの先人の努力と超党派議員連及び関係者の精力的な取り組みの結果であり、心から敬意を表します。私も立法過程において、厚労大臣として取り組んだ平成28年、29年の改正児童福祉法の子どもの権利等の観点や児童養護に関する議連の立場から、成育医療等が児童虐待等の予防・早期発見や、児童相談所と連携した即時対応に果たす役割が極めて大きい、との思い等をお伝え致しました。次世代を担う子ども達の健全育成と、妊娠期からの医療等のサポート保障を確実に実施するため、今後の着実な法執行が肝要であり、国及び自治体はもとより、社会全体が成育医療等の推進に責任を果たしていくことが何よりも大事です。



顧問
衆議院議員
自民党
三重1区

田村 憲久

少子高齢化が進み、子育て環境が大きく変化する中においては、これからの社会を担っていく子どもたちの心身の健やかな成長を、社会全体で支援していくことが重要であり、昨年12月に成立した成育基本法はまさに、その基盤となる法律として、非常に意義深いものと考えています。

子どもたちの心身の健全な育成のための取組みとしては、これまでも児童福祉法、母子保健法、学校保健法など様々な法律に基づき進められていましたが、今後は、この成育基本法の理念のもとに、関連した取組みが相互に連携しながら、一層促進されることを期待しています。

私としても、引き続き、関係者の皆様のご協力も頂きながら、この分野の取組みが進むよう、努力してまいります。



顧問
参議院議員
自民党
東京選挙区

武見 敬三

平成から令和へと大きく時代が変化しようとする中、成育基本法が何とか平成に間に合う形で成立しました。

我が国は急速な少子高齢化社会を迎え、これまでの少子化対策に加え、人生をサイクルとして考える総合的な支援が求められていました。

具体的には、母親が妊娠したときから、出産、そして子どもが成人するまで、シームレスな医療・福祉を提供することで、子どもの健やかな成長を支えることのできる法整備への要望が高まっていました。

この度、成育基本法が成立したことで、所管は厚生労働省ですが、関係省庁と連携して閣議決定のもと成育医療等基本方針が策定されることとなり、行政に横串が通され、風通しの良い施策が実現されることが期待されます。

今後 6 年ごとに成育医療等基本方針を見直すことで、社会状況の変化に適用していけるよう、私自身、引き続き関与し対応して参りたいと思います。



顧問
参議院議員
自民党
東京選挙区

丸川 珠代

成育基本法につきましては、関係者の皆様のご尽力により平成30年12月8日に成立の運びとなりましたこと、誠におめでとうございます。

次代の社会を担う子どもの心身の健やかな成育の確保に向けて、生まれてから大人になるまでの成育過程全体を切れ目なく支援することは大変重要な課題であると考えております。

この成育基本法に基づき、国、地方公共団体、保護者、医療関係者等が一体となって成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策に取り組んでいかれることと思いますが、私としても精一杯の応援をさせていただきます。



顧問
衆議院議員
公明党
比例中国

梶屋 敬悟

成育基本法の成立は、急速に進む少子高齢化の中、チャイルドファーストの社会を築くため、喫緊の課題でありました。少子化を克服するため、基本法に定められた医療・教育・福祉・保健との連携の下、切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。

公明党は全国のネットワークを活かしてこうした取り組みに全力を尽くしたいと考えています。相次ぐ虐待事案に対する法改正作業をはじめ、児童の小さな声をしっかりと受け止めることができる社会の構築に全力を挙げたいと考えます。

また、乳幼児突然死症候群への対応や、学校や保育施設における事項防止対策など、子どもの健全な育成を保障する施策に全力を挙げてまいります。



顧問
衆議院議員
立憲民主党
神奈川12区

阿部 知子

このたび、議員立法にて成育基本法が成立いたしました。これまでの日本の省庁の縦割り行政組織では、未来の女性、子供たち、そして保護者を支えていくことはできません。成育基本法の成立は、行政組織に横ぐしを入れ、省庁ごとに行われている施策を有機的に連携させ、無駄のない一貫したサポート体制を採るという意味において、たいへん有意義な法律と思われれます。次代を担う成育過程にあるすべての者が健やかに成長できるよう、今後も法制度の整備などに全力で取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



顧問
参議院議員
日本共産党
全国比例区

小池 晃

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。だれもが安心して子育てできる社会の実現を願っていますが、日本では社会的なサポートが弱く、子どもを産み育てることをめぐるさまざまな困難を解決していくための法制度が待ち望まれていました。

成立した成育基本法は、日本医師会をはじめとする関係諸団体が粘り強く運動を進め、超党派の取り組みを通じて実現したもので、ご一緒に参加できたことは意義あるものと考えています。

その目的には「個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保される」と明記されました。今後はこの基本法を足がかりに、具体的な施策の充実・強化が求められます。日本共産党は、皆様の熱意に応じてさらに力を尽くしてまいります。



会長代行
参議院議員
自民党
全国比例区

羽生田 たかし

平成16年日本医師会乳幼児保健検討委員会にて「小児保健法」答申がなされ、その後変遷をたどり、平成24年に「成育基本法」としての検討がはじまりました。

私が日本医師会副会長から参議院組織内候補としてスタートを切るとき横倉会長より「成育基本法を制定せよ」との命題をうけ、自民党としての議連を立ち上げ、丁寧な議論を重ね自民党としての法案文とりまとめました。その後、その法案(案)をもとに超党派の議員連盟へ移行し、それを機に事務局局長を小児科医の自見はなこ議員にお願いし本会議にて全会一致で法案成立しました。

力を合わせて悲願でありました法案に至り、今後各地域の先生方により成育医療等協議会にて基本方針に基づいた運営をなされる事を期待しております。



会長代行
衆議院議員
公明党
比例南関東
古屋 範子

2007年4月より、公明党では小児保健法検討ワーキングチームを設置し、新生児から思春期までを対象に保健と医療の包括的な体制を規定する小児保健法の制定に向け取り組んできました。

昨年末、長年の悲願がかなって、小児保健法案の考え方を踏襲・発展、新たに「成育」の概念を導入した「成育基本法」を成立させることができました。妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記されています。成立に向けご尽力・ご支援賜りました皆さまに、心より感謝申し上げます。

未来を担う子どもたちが伸び伸びと育つことができる社会、誰もが適切な支援を切れ目なく受けられる社会の構築へ、さらに真剣に取り組んでまいります。



会長代行
参議院議員
立憲民主党
全国比例区
川田 龍平

成育基本法が成立したことを大変うれしく思います。私も議連メンバーの一員として、成立に向けて尽力して参りましたので、将来を担う子どもたちや、妊娠されている女性の方々に対して切れ目ない医療支援が行われるようになったことは、よかったと思います。

この法律が制定されたことを機に、政府が子供たちや妊娠されている母親のために、有効な施策を講じることを望みます。



会長代行
参議院議員
国民民主党
宮城選挙区
桜井 充

成育基本法成立のためにご尽力された皆さまに心からの敬意と感謝を申し上げます。子どもたちは国の宝であり、彼らが、適切な医療提供体制のもとで、心身ともに健やかに育っていくための大きな一歩になったと思っています。これからの令和という時代が、子どもたちにとってよりよい時代になるよう、議員として、医師として、引き続き努力して参ります。



副会長
衆議院議員
自民党
大阪7区
とかしき なおみ

昨年末の国会で成育基本法が採決され、この法案成立に携わった議員として本当に嬉しく思いました。法律が施行されることによって、子どもたちが心身ともに健やかに育つことが保障される社会づくりが、大きく前に進むことになりました。日本の子どもたちは、健康、教育、医療では恵まれていると言われていますが、子どもの立場からすれば、幸せはきちんと担保されているのでしょうか。子どもの心の問題に着目し、対応していくには、親の気持ちや体調にも寄り添う切れ目ない社会的支援が必要です。今後は、この法律に魂を入れるべく実効性のある施策の実現が重要になってきます。私も切れ目なく、子育ての環境整備の為に、支援を続けていくことをここに誓います。



副会長
参議院議員
立憲民主党
神奈川選挙区
牧山 ひろえ

この度の成育基本法の成立につきまして、長年に渡るご関係各位のご尽力に心から敬意を表します。私も「いのちを守りたい」という思いから政治の世界に入りましたが、子育て中の二児の母ということもあり、どの地域に住んでいても安心して出産し、子どもを健やかに育てられる社会を、切に願っております。基本法の成立は、その実現のための重要な一歩ではありますが、あくまでも基本方針が定まった段階です。この基本法に記載された理念を実現する具体的な政策において、この理念をしっかりとかたちにしていかなければなりません。そのためには、全ての子どもたちのために、党派の壁を越えて力を合わせていかなければならないと考えています。それに向け、引き続きご関係各位のご指導を賜れば幸いです。



副会長
衆議院議員
国民民主党
比例東海
岡本 充功

2004年に「小児保健法」の仮称で検討・議論がスタートしてから約15年、昨年12月8日に「成育基本法」が成立致しました。関係された皆様のご尽力に対し、改めて敬意を表します。

急激な少子化・高齢化が進むわが国において、すべての子どもが心身共に健やかに育つ環境を整えていくことが我々に課された使命だと考えています。法律の成立により、今後、「成育医療等基本方針」の閣議決定、「成育医療等協議会」の設置等を経て、具体的な施策が実施されます。確実な運用がなされているか、また不備や不足がないかをしっかりと見定めながら、未来ある子ども達のために、引き続き私も微力ながら活動を行って参る所存です。



副会長
衆議院議員
立憲民主党・無所属フォーラム
佐賀2区
大串 博志

妊娠期から成人に至るまでの各成長過程において、医療、保健、教育、福祉などの連携を強化し、切れ目のない支援を総合的に推進するための包括的な理念法である成育基本法が、昨年12月に全会一致で成立いたしました。

この成育基本法は、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて、私も副会長として参画した超党派の議員連盟における丁寧な議論を積み重ね、成立にこぎつけたものであり、次代の社会を担う子どもの心身の健やかな成育の確立とともに、児童虐待の発生予防・早期発見に資するものになると考えています。

今後、成育基本法に基づき、実効性のある施策を着実に実現し、子ども政策・子育て支援を更に充実させてまいります。



副会長
参議院議員
社民党
全国比例区
福島 みずほ

成育基本法の成立は、本当に嬉しいです。多くの議員、多くのみなさんのご尽力で成立をいたしました。もし、すべての子どもが幸せな子ども時代を送ることができたら、この社会は変わると思っています。妊娠中の女性に対する支援、子どもが生まれて大人になるまでの支援を切れ目なくしっかり行うことで、すべての子どもが幸せな子ども時代を送ることができる社会へと大きく前進します。成育医療をはじめとした様々な施策が、さらに充実して行われるよう国会の中でがんばっていきます。一緒に力を合わせ、成育基本法を充実させ、成長させていきましょう。



幹事長
参議院議員
公明党
全国比例区
秋野 公造

成育基本法の成立にあたり関係の皆様にご心より御礼を申し上げます。長い道のりの中で、原案となった小児保健法の条文案を前に松平隆光先生と今村定臣先生と顔を突き合わせ、ワクチンの推進を熱く語り、また『成育』の概念を盛り込むべきではないかと何度も話し合ったことを思い出しています。

時間はかかりましたが、議員の熱意と関係の皆様のご指導が融合し、濃密な議論で真に必要な内容を網羅できたと信じます。超党派成育医療等基本法成立に向けた議員連盟の幹事長として力不足をお詫びしたいと思いますが、法の成立を素直に喜びたいと思います。これからも法に基づく施策が展開されるよう力を尽くしてまいります。本当に有難うございました。



幹事長代理
衆議院議員
自由民主党
比例中国(岡山4区)
橋本 岳

成育基本法の成立にあたり、ご関係の皆さまの長年にわたるご努力に心から敬意を表します。全世代型社会保障制度充実の大きな流れの一環としても捉えられるこの法律が、これからの子どもへの政策を加速させるものと期待しています。法律の成立がゴールなのではなく、これからの取り組みが肝心です。議連の先生方と力をあわせ、これからも子どもたちをとりまく環境を充実させ、心身ともに健やかに育つことのできる日本の実現に向け、微力を尽くしてまいります。



幹事長代理
参議院議員
公明党
東京選挙区
竹谷 とし子

昨年12月、党派を越えて全会一致で成育基本法が成立の運びになりましたのも偏に、日本医師会、小児科学会、産婦人科医会の皆様が、「母子保健行政の縦割りを解消し、子育てを孤立させず、子どもが心身ともに健やかに育つことが保障される社会づくり」という高い志を掲げて、熱心にお取り組み下さり、法成立へ後押し下さったからに他なりません。心より敬意と御礼を申し上げます。これにより妊娠から出産、育児・成長の切れ目ない支援について法律的な裏付けがなされ、国の確固たる政策として今後も拡充されることが明確になりました。社会の宝、希望である子どもの健やかな成長のために、これからも皆様にご指導頂きながら成育基本法に則った政策実現に邁進して参ります。



幹事長代理
衆議院議員
立憲民主党
比例東北(宮城1区)
岡本 あき子

多くの関係者の辛抱強いご尽力で「成育基本法」が成立できました。私が国政に身を置き、策定から携わった初めての法律でもあり、皆様への感謝とともに感慨一入です。

児童虐待死は0歳児が最も多く、妊娠・出産・産後ケアへと切れ目のない支援、特に母親を孤立させないことが大切であり、これは若年女性であれば尚更です。また乳幼児期、学齢期、思春期など、子どもを中心に、子どもたちの健やかな育ちという視点で医療・福祉・保険・教育などが横断的に連携する当然ながらも画期的な法律となりました。

虐待の早期発見に繋がる歯科健診の充実をはじめ、思春期の気持ちに寄り添った支援など、実効ある施策展開となるよう引き続き注視してまいります。



幹事長代理
衆議院議員
無所属
比例中国
柚木 道義

河村建夫会長、自見はな子事務局長をはじめ超党派の議員連盟の先生方のご尽力で成育医療等基本法が成立致しました。役員の方々の各方面とのご調整に深く敬意を表します。ここ数年特に児童虐待の悲しいニュースをよく目にしますが、成育医療等の充実が子どもと親の成長を支え、結果として児童虐待のない「健康な暮らし」「健全な社会」にもつながるものと強く期待しております。私の地元・岡山県でも周産期と乳幼児期を一体として出産・子育てを支援する取り組みが様々にあり、私自身も小学校・幼稚園の子どもを持つ親の1人として、成育基本法の理念に立つこうした動きを今後とも応援して参りたいと考えています。



幹事長代理
参議院議員
日本維新の会
全国比例区
石井 苗子

このたび、議員立法にて成育基本法が成立いたしました。これまでの日本の省庁の縦割り行政組織では、未来の女性、子供たち、そして保護者を支えていくことはできません。成育基本法の成立は、行政組織に横ぐしを入れ、省庁ごとに行われている施策を有機的に連携させ、無駄のない一貫したサポート体制を採るという意味において、たいへん有意義な法律と思われまます。次代を担う成育過程にあるすべての者が健やかに成長できるよう、今後も法制度の整備などに全力で取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



幹事長代理
参議院議員
無所属
愛知県選挙区
薬師寺 みちよ

成育基本法成立、誠にありがとうございます。この法律は妊娠期から成育過程に至るまで、切れ目のない支援を目指しております。これでお母様方にとって安心して子を産み育てる事が出来る環境が整備されることでしょうか。しかし、これで終わりではございません。やっとスタートラインに立ったところです。基本法は箱を造ったに過ぎません。どの位の大きさの箱にするのか、箱に何を入れるのか、そして将来に向けどの様な種をまくのか、それは皆様に委ねられております。

これからも議論を重ね、大輪の花を咲かせるまで共に大切に育ててまいりましょう。子どもたちの笑顔のために、今後ともご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。



幹事
参議院議員
自民党
佐賀選挙区
福岡 資麿

昨年12月に成育基本法が成立したことにつき、関係者の皆様のご努力に敬意を表するとともに、今後、次代の社会を担う子どもの心身の健やかな成育の確保に向けた取組の充実に期待しております。

地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立化など、昨今の社会問題を鑑みると、子どもたちが個人としての尊厳を重んぜられ、生まれてから大人になるまで切れ目なく支援を受けながら成長できる環境を整備することは大変重要です。

今後、この法律に基づく成育医療等協議会の設置や基本方針の策定を通じて、国や地方自治体の取組みが推進されるよう、私としても微力ながら貢献していきたいと思ひます。



幹事
参議院議員
自民党
埼玉選挙区
古川 俊治

成育基本法の成立に向けてご尽力いただいた全ての関係者の皆様に敬意を表します。

議員連盟での議論の中で、成育過程にある子供やその保護者・妊産婦に対する、適切な医療の提供が中心となる内容の法律になったことは、よかったですと考えています。

実施にあたっては、他の教育支援や生活支援などの施策も総合的に推進していきたいとかがえております。



幹事
衆議院議員
自民党
埼玉14区
三ツ林 裕巳

成育基本法成立にご尽力いただいた関係団体の皆様、省庁の皆様、議員の皆様にご心より感謝いたします。

子どもの健やかな成長を、母親の妊娠期から切れ目なく医療・福祉を提供し、社会全体で支えるための基盤をつくることは、次世代に対する責務であると思ひます。少子化対策という意味でも安心できる子育て環境の整備は欠かせません。ただ、この法案の成立はあくまで一つの節目、通過点でしかありません。子どもとその保護者、そして妊産婦にとって実効性のある具体策を実施することが需要です。

今後、引き続き、超党派成育基本法推進議員連盟としてこの法律を見守っていくこととなります。議員連盟のひとりとして、これからも頑張ります！



幹事
衆議院議員
自民党
愛知14区
今枝 宗一郎

「成育医療等基本法」の成立を心から嬉しく思います。子どもたちの健全な成長を後押しするため、すべての妊婦・子どもに妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援体制を保障する議員立法として「成育医療等基本法」が成立致しましたことを医療に携わって来た医師出身の国会議員として大変嬉しく思います。

この「成育医療等基本法案」は、未来を担う子どもたちの健全な育成を社会全体で支援することを目指しており、少子化対策を補うべく、大変大きな前進と考えます。

今後も関係省庁や医師会をはじめとする関係団体の皆様と一緒に実効性のある施策となるよう国会議員の一人として政府と協議を重ねていく所存であります。



幹事
衆議院議員
自民党
大阪10区
大隈 和英

昨年の会期末に、念願の成育基本法が成立しましたこと、心よりお慶び申し上げますとともに、長年ご尽力くださった関係各位の皆様には深い敬意と感謝を表します。

医療のみならず、保育・教育、育児、必要なデータ整備など社会環境全般から、各分野が切れ目なく、子供の成育のためのあらゆる施策を国の責務として法律で定めることが実現できたことは、至上の喜びです。まさに「子供は国の未来である」ことの我々立法府の誓いでもあります。今後は、法施行後の運用を常に検証して、新たに生じる課題を克服する努力を続け、子供たちの健全なる成育を支えて参ります。今後とも皆様よりの更なるご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



幹事
衆議院議員
自民党
比例東京
安藤 高夫

医療界の悲願であった成育基本法が成立しました。今後はこの成育基本法の理念に基づいて、子どもの健全な成長を後押しするため、母親の妊娠期から成人期まで切れ目のない医療・福祉の提供するための環境を整備していくこととなります。

基本方針は6年ごとに見直されることとなっております。大きな問題となっている保護者や妊産婦の社会からの孤立や児童虐待の防止や早期発見のための体制整備をはじめ、予防接種や健診に関する記録のデータベース整備など、やるべきことは山積みであると感じています。子どもが心身共に健やかに育つ社会づくりを行っていくため、今後とも皆さまのご指導、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。



幹事
参議院議員
公明党
神奈川選挙区
佐々木 さやか

急速に進む少子高齢化や近年問題となっている世代間格差の拡大、孤立化する子育てなど、現在の日本の社会環境のなかで、これまで、少子化対策や子育て支援対策等を成立させてきましたが、行政の枠組みを超えて、健やかな子どもの育成は国の責務であり、成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を推進するための基本法として、今回「成育医療等基本法」が成立した意義は、大きなものがあると思います。

今回の「成育医療等基本法」の成立がゴールではなく、新たなスタートととらえ、妊娠期から切れ目無く続く子どもたちの成長を社会全体でサポートしていく環境の整備のため、今後とも力を尽くしていきたいと思っています。



幹事
衆議院議員
立憲民主党
比例北関東
堀越 啓仁 (ほりこし けいにん)

我が国を担う、子どもたちの健全な成長を後押しするため、母親の妊娠期から切れ目のない医療、福祉の提供を目指す「成育医療等基本法」が、両院全会一致で成立しましたことに、改めてのお祝いと、これまでご尽力された全ての関係者皆様に心から深謝申し上げます。

今後、我が国において、子育て世代、次世代の成育に生ずる心身の健康に関する問題等を、包括的に捉えて適切に対応する医療・保健・教育・福祉等に関わるサービス等によって、未来ある子どもたちの健やかな成育が保障される権利を尊重して、推進されることとなりますよう、微力ながら引き続き、全力で取り組んで参ります。



幹事
参議院議員
国民民主党・新緑風会
北海道選挙区
徳永 エリ

成育基本法の成立によって、次世代を担う成育過程にある者の健やかな成育が確保され、関連施策間の連携が促進されることから、一連の成長の過程を通じて切れ目のない支援が提供されることが期待できるようになりました。少子化は社会の根幹をも揺るがす危機的状況にあります。この基本法を契機に今後も健康及び福祉の増進、少子化対策、その実現に向けた制度や補助の充実によって、一人ひとりが希望を実現できる社会を作っていくために、今一度社会全体を見直し、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会となるよう、粘り強く医療・保健・福祉などの施策の充実に取り組んで参りたい。



幹事
衆議院議員
日本維新の会
大阪15区
浦野 靖人

子どもの健全な成長を後押しするため、母親の妊娠期から切れ目のない医療、福祉の提供を目指す成育医療等基本法が第197回国会で成立いたしました。

この法律が成立するまでは、母子保健法、学校保健法、児童福祉法など独立した法律により施策が実行されておりましたが、子どものことを包括的に支援することが可能となったことは大変喜ばしいことです。今後、子どもが大人になるまで切れ目のない支援を行なうことで、健やかな成長を保証する社会づくりが実現するものと確信しております。



事務局総長
衆議院議員
自民党
広島県4区
新谷 正義

成育基本法につきまして、制定に携わった人間の1人として、同法案の成立を非常に嬉しく思っております。

これまでは、議連の一員として活動し、そして、昨年からは厚生労働省の政務官として、政府の側から成育基本法に基づく施策の推進に取り組んでまいります。

まずは、厚生労働省において、基本方針を策定していくとともに、成育医療等協議会を設置して議論を深めていきたいと考えています。

成育基本法の成立は、まさに今後の施策の第一歩となりますので、母子保健法や児童福祉法などの施策とも連携し、成育過程にある者や妊産婦への支援として、医療・保健の整備と普及啓発、予防接種等に関する記録の収集などにしっかりと取り組んでまいります。



事務局長
参議院
自由民主党
全国比例
自見 はなこ

成育基本法が成立したことを心から嬉しく思うとともに、ご理解、ご支援、ご尽力を賜った全ての方々に深く深く、御礼申し上げます。

次世代を担う子ども達が、個人としての尊厳を重んじられつつ健やかな成育が確保されるよう、成育医療等の提供に関する従来の施策と今後期待される施策を連携させ、包括的な前進を期するための理念法は、医療界の長年の悲願でした。悲惨な児童虐待事件を繰り返してはいけないという想いで、平成30年5月22日に超党派の議員連盟が発足し、党派を超えた国会議員総勢192名の先生方とともに議論を重ね、成立させることができました。今後は、子育てを孤立させない母子保健の拡充をはじめ、成育基本法に基づく諸施策を推進し、妊娠期から成人まで切れ目のないサポートを通じて「子ども達を真ん中においた社会」の実現に全力を尽くします。引き続き、ご指導、ご支援の程、心からお願い申し上げます。



事務局次長
衆議院議員
自民党
茨城6区
国光 あやの

成育基本法の成立にあたり、関係の皆様のご20年以上に渡る長年のご努力に心から敬意を表します。特に、松平名誉会長、神川会長はじめ小児科医会の先生方、日本医師会横倉会長には、多大なるご指導を頂きましたことに深く感謝申し上げます。医師、厚生労働省医系技官時代から本法案に関わり、さらに、議員連盟では、事務局次長として、河村会長、羽生田会長代行、自見事務局長はじめ関係の先生方とともに取り組んで参りました立場として、大変感慨深く感じております。

ワクチン未接種、度重なる児童虐待など、子どもたちを取り巻く環境はまだ課題が多い中、本法が子どもを包括的に守り育む理念軸として、医療、保健、福祉など関係施策がさらに強固なセーフティネットとなるよう、引き続き取り組んで参ります。



衆議院議員

超党派 成育基本法推進議員連盟

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟加盟議員)

※敬称略

令和元年五月現在



① 逢沢一郎
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 岡山 1 区



① 青山周平
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 比例東海(愛知12区)



① 青山まさゆき
② 衆議院議員
③ 無所属
④ 比例東海



① 赤澤亮正
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 鳥取 2 区



① 秋葉賢也
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 宮城 2 区



① 阿久津幸彦
② 衆議院議員
③ 立憲民主党
④ 比例東北



① 浅野さとし
② 衆議院議員
③ 国民民主党
④ 比例北関東



① 穴見陽一
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 大分 1 区



① あべ俊子
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 岡山 3 区



① 池田真紀
② 衆議院議員
③ 立憲民主党
④ 比例北海道



① 伊佐 進一
② 衆議院議員
③ 公明党
④ 大阪 6 区



① 石田真敏
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 和歌山 2 区



① 石原ひろたか
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 東京 3 区



① 伊藤俊輔
② 衆議院議員
③ 立憲民主党
④ 比例東京(東京23区)



① 稲田朋美
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 福井 1 区



① 井上義久
② 衆議院議員
③ 公明党副代表
④ 比例



① 今村雅弘
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 九州比例区



① 岩屋毅
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 大分 3 区



① 上杉謙太郎
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 比例東北(福島3区)



① うへの賢一郎
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 滋賀 2 区



① 上野宏史
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 比例南関東



① 江藤拓
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 宮崎 2 区



① 大岡敏孝
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 滋賀 1 区



① 大串正樹
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 兵庫 6 区



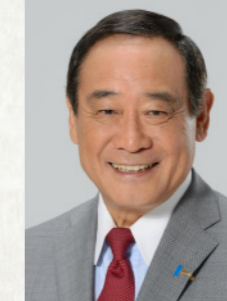
① 逢坂 誠二
② 衆議院議員
③ 立憲民主党
④ 北海道 8 区



① 大島あつし
② 衆議院議員
③ 国民民主党
④ 埼玉 6 区



① 太田 昌孝
② 衆議院議員
③ 公明党
④ 比例北陸信越



① 大西英男
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 東京 1 6 区



① 大西ひろゆき
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 大阪 1 区



① 大野敬太郎
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 香川 3 区



① 奥野総一郎
② 衆議院議員
③ 国民民主党
④ 千葉 9 区



① 小倉まさのぶ
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 東京 2 3 区



① 小里泰弘
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 鹿児島 3 区



① 鬼木誠
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 福岡 2 区



① 尾身朝子
② 衆議院議員
③ 自民党
④ 群馬 1 区



①金子万寿夫
②衆議院議員
③自民党
④鹿児島2区



①金子恭之(かねこやすし)
②衆議院議員
③自民党
④熊本4区



①上川陽子
②衆議院議員
③自民党
④静岡1区



①神山佐市
②衆議院議員
③自民党
④埼玉7区



①神田憲次
②衆議院議員
③自民党
④比例東海(愛知5区)



①左藤章
②衆議院議員
③自民党
④大阪2区



①佐藤英道
②衆議院議員
③公明党
④比例北海道



①塩谷立
②衆議院議員
③自民党
④静岡8区



①重徳和彦
②衆議院議員
③無所属
④愛知12区



①しげもと護
②衆議院議員
③自民党
④京都2区



①城内実
②衆議院議員
③自民党
④静岡7区



①岸本周平
②衆議院議員
③国民民主党
④和歌山1区



①北村誠吾
きたむら せいご
②衆議院議員
③自民党
④長崎4区



①木原誠二
②衆議院議員
③自民党
④東京20区



①木村次郎
②衆議院議員
③自民党
④青森3区



①下村博文
しもむらはくぶん
②衆議院議員
③自民党
④東京11区



①新藤義孝
②衆議院議員
③自民党
④埼玉2区



①鈴木俊一
②衆議院議員
③自民党
④岩手2区



①鈴木淳司
②衆議院議員
③自民党
④比例東海(愛知7区)



①鈴木貴子
②衆議院議員
③自民党
④比例北海道



①木村やよい
②衆議院議員
③自民党
④京都3区



①源馬謙太郎
②衆議院議員
③国民民主党
④静岡8区



①高村正大
②衆議院議員
③自民党
④山口1区



①古賀篤
②衆議院議員
③自民党
④福岡3区



①小島敏文
②衆議院議員
③自民党
④比例中国



①高井崇志
②衆議院議員
③立憲民主党
④比例中国(岡山1区)



①高木美智代
②衆議院議員
③公明党
④比例東京



①高橋ひなこ
②衆議院議員
③自民党
④比例東北(岩手1区)



①武部新
②衆議院議員
③自民党
④北海道12区



①竹本直一
②衆議院議員
③自民党
④大阪15区



①後藤茂之
②衆議院議員
③自民党
④長野4区



①ごとう祐一
②衆議院議員
③国民民主党
④比例南関東



①小林史明
②衆議院議員
③自民党
④広島県7区



①近藤和也
②衆議院議員
③国民民主党
④比例北陸信越(石川3区)



①櫻田義孝
②衆議院議員
③自民党
④千葉8区



①たじま要
②衆議院議員
③無所属(会派:立憲民
主党・無所属フォーラム)
④千葉1区



①田中和徳
②衆議院議員
③自民党
④神奈川10区



①谷公一
②衆議院議員
③自民党
④兵庫5区



①田野瀬太道
②衆議院議員
③自民党
④奈良3区



①たばた裕明
②衆議院議員
③自民党
④富山1区



①津島淳
②衆議院議員
③自民党
④青森1区



①つちや品子
②衆議院議員
③自民党
④埼玉県13区



①てらだ稔
②衆議院議員
③自民党
④広島5区



①富岡勉
②衆議院議員
③自民党
④比例九州



①長尾たかし
②衆議院議員
③自民党
④大阪14区



①古川元久
②衆議院議員
③国民民主党
④愛知2区



①細田博之
②衆議院議員
③自民党
④島根1区



①堀内詔子
②衆議院議員
③自民党
④山梨2区



①牧島かれん
②衆議院議員
③自民党
④神奈川17区



①牧原秀樹
②衆議院議員
③自民党
④埼玉5区



①長島昭久
②衆議院議員
③無所属(未来日本)
④東京21区



①中曽根康隆
②衆議院議員
③自民党
④比例北関東



①中谷真一
②衆議院議員
③自民党
④比例南関東(山梨1区)



①中根一幸
②衆議院議員
③自民党
④埼玉6区



①中山泰秀
②衆議院議員
③自民党
④大阪4区



①まつばら仁
②衆議院議員
③無所属
④東京3区



①松本純
②衆議院議員
③自民党
④神奈川1区



①松本剛明
②衆議院議員
③自民党
④兵庫11区



①松本洋平
②衆議院議員
③自民党
④東京19区



①丸山穂高
②衆議院議員
③日本維新の会
④大阪19区



①丹羽ひでき
②衆議院議員
③自民党
④愛知6区



①馳浩
②衆議院議員
③自由民主党
④石川1区



①初鹿明博
②衆議院議員
③立憲民主党
④東京16区



①原田憲治
②衆議院議員
③自民党
④大阪9区



①原田義昭
②衆議院議員
③自民党
④福岡5区



①道下大樹
②衆議院議員
③立憲民主党
④北海道1区



①御法川信英
②衆議院議員
③自民党
④秋田3区



①三原朝彦
②衆議院議員
③自民党
④福岡9区



①宮川典子
②衆議院議員
③自民党
④比例南関東



①みやじ拓馬
②衆議院議員
③自民党
④比例九州



①平口洋
②衆議院議員
③自民党
④広島2区



①平沢勝栄
②衆議院議員
③自民党
④東京17区



①広田一
②衆議院議員
③無所属
④高知2区



①藤原崇
②衆議院議員
③自民党
④比例東北(岩手3区)



①船橋利実
②衆議院議員
③自由民主党
④比例北海道(北海道1区)



①宮下一郎
②衆議院議員
③自民党
④長野5区



①もとむら賢太郎
②衆議院議員
③無所属
④比例南関東



①森田俊和
②衆議院議員
③国民民主党
④埼玉県12区



①山口泰明
②衆議院議員
③自民党
④埼玉10区



①やまだ賢司
②衆議院議員
③自民党
④兵庫7区



①山井和則
②衆議院議員
③国民民主党
④京都6区



①山本有二
②衆議院議員
③自民党
④比例四国(高知2区)



①山本わか子
②衆議院議員
③立憲民主党
④京都5区



①義家弘介(ひろゆき)
②衆議院議員
③自民党
④神奈川16区



①吉川貴盛
②農林水産大臣
・衆議院議員
③自民党
④北海道2区



①吉田統彦
②衆議院議員
③立憲民主党
④比例東海



①笠(りゅう)ひろふみ
②衆議院議員
③無所属
④神奈川9区



①鷲尾英一郎
②衆議院議員
③自民党
④新潟2区



①鰐淵洋子
②衆議院議員
③公明党
④比例区



参議院議員

超党派 成育基本法推進議員連盟

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟加盟議員)

※敬称略

令和元年五月現在



①愛知治郎
②参議院議員
③自民党
④宮城選挙区



①朝日健太郎
②参議院議員
③自民党
④東京選挙区



①石井浩郎
②参議院議員
③自民党
④秋田選挙区



①石井正弘
②参議院議員
③自民党
④岡山選挙区



①石田まさひろ
②参議院議員
③自民党
④全国比例区



①いそざき陽輔
②参議院議員
③自民党
④大分選挙区



①いそざき仁彦
②参議院議員
③自民党
④香川選挙区



①衛藤晟一
②参議院議員
③自民党
④全国比例区



①大家 敏志
②参議院議員
③自民党
④福岡選挙区



①太田房江
②参議院議員
③自民党
④全国比例区



①大沼みずほ
②参議院議員
③自民党
④山形選挙区



①大野泰正
②参議院議員
③自民党
④岐阜選挙区



①木戸口英司
②参議院議員
③国民民主党
④岩手選挙区



①熊野せいし
②参議院議員
③公明党
④比例区



①上月良祐
②参議院議員
③自民党
④茨城選挙区



①古賀友一郎
②参議院議員
③自民党
④長崎選挙区



①酒井やすゆき
②参議院議員
③自民党
④愛知選挙区



①佐藤啓
②参議院議員
③自民党
④奈良選挙区



①世耕弘成
②参議院議員
③自民党
④和歌山選挙区



①高瀬弘美
②参議院議員
③公明党
④福岡選挙区



①たかの光二郎
(こうじろう)
②参議院議員
③自民党
④高知選挙区



①高橋かつのり
②参議院議員
③自民党
④栃木選挙区



①滝沢 求
②参議院議員
③自民党
④青森選挙区



①たきなみ宏文
②参議院議員
③自民党
④福井選挙区



①塚田一郎
②参議院議員
③自民党
④新潟選挙区



①鶴保庸介
(つるほ ようすけ)
②参議院議員
③自民党
④和歌山選挙区



①どうこ茂
②参議院議員
③自民党
④富山選挙区



①中泉松司
②参議院議員
③自民党
④秋田選挙区



①中川雅治
②参議院議員
③自民党
④東京選挙区



①ながみね誠
②参議院議員
③自民党
④宮崎選挙区



①西田昌司
②参議院議員
③自民党
④京都選挙区



①西田まこと
②参議院議員
③公明党
④埼玉選挙区



①にのゆ武史
②参議院議員
③自民党
④滋賀選挙区



①野村哲郎
②参議院議員
③自民党
④鹿児島選挙区



①馬場せいし
②参議院議員
③自民党
④熊本選挙区



①林よしまさ
②参議院議員
③自民党
④山口選挙区



①平野達男
(ひらのたつお)
②参議院議員
③自民党
④岩手選挙区



①藤末健三
②参議院議員
③無所属
④比例区



①ふじた幸久
②参議院議員
③立憲民主党
④茨城選挙区



①堀井いわお
②参議院議員
③自民党
④奈良選挙区



①まいたち昇治
②参議院議員
③自民党
④鳥取選挙区



①増子輝彦
②参議院議員
③国民民主党
④福島選挙区



①松川るい
②参議院議員
③自民党
④大阪選挙区



①松山政司
②参議院議員
③自民党
④福岡選挙区



①三原じゅん子
②参議院議員
③自民党
④神奈川選挙区



①三宅しんご
(みやけ しんご)
②参議院議員
③自民党
④香川選挙区



①宮島喜文
②参議院議員
③自民党
④全国比例区



①森まさこ
②参議院議員
③自民党
④福島選挙区



①山下雄平
②参議院議員
③自民党
④佐賀選挙区



①山田しゅうじ
②参議院議員
③自民党
④石川選挙区



①山本順三
②参議院議員
③自民党
④愛媛選挙区



①吉川ゆうみ
②参議院議員
③自民党
④三重選挙区



超党派 成育基本法推進議員連盟について

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟加盟議員)

妊娠期におけるサポートに始まり、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程において、日本の子ども一人ひとりの健やかな発育を目指すため、個別の医療のほか、公衆衛生的な視点や、教育や福祉などとの連携も含んだ上での、妊娠期から切れ間なく続く子どもたちの成長を、養育者を含めて社会全体でサポートする環境の整備が必要であるとの認識のもと、成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法（理念法）として「成育基本法」の制定を目指してきた。2018年12月8日、第197回臨時国会にて、法案が可決成立した。

これまでの経過

第1回(5/22)：設立総会

第2回～第5回(6/12～9/26)：

「妊娠期からの切れ目のない支援」等をテーマに、各専門家からのヒアリングを実施

第6回(10/9)：専門家ヒアリングに加え、法案骨子案（原案）を提示

第7回(10/30)：骨子案議論、役員会一任を了承

役員会(11/7)：骨子案了承、今後のスケジュール確認

◎法案成立(12/8)

第8回(12/17)：法案成立のご報告・議連の名称変更など

各回のヒアリング内容

第2回(6/12)：

駿河台大学 吉田恒雄学長

「児童虐待防止制度のあり方について」

第3回(7/17)：

にんしん SOS 東京 中島かおり代表理事

「妊娠期からの切れ目のない支援」

第4回(8/29)：

早稲田大学 理工学術院総合研究所 福岡秀興教授

「低体重予防による生後の疾病予防」

第5回(9/26)：

愛育病院 安達知子病院長

「思春期からの母子保健対策」

第6回(10/9)：

香川大学循環器内科 南野哲男教授

「小児期からの成人病予防」



成育基本法について

法律の主な項目

- 目的： 成育医療等の施策の切れ目のない推進など
- 定義： 「成育過程」等
- 基本理念： 個人としての尊厳の尊重 / 科学的知見の必要性など
- 国・地方自治体・保護者・医療関係者等の責務
- 法制上・財政上の措置
- 成育医療等基本方針（閣議決定）の設定
- 基本的施策： 小児医療等の支援、環境整備、普及啓発など

今後の流れ

引き続き、成育医療等協議会の設置や、閣議決定事項である基本方針について、超党派でフォローアップを行っていく。

超党派 成育基本法推進議員連盟 役員

(旧 超党派 成育医療等基本法成立にむけた議員連盟加盟議員) 令和元年五月現在

顧問	尾辻秀久 鴨下一郎 塩崎恭久 田村憲久 武見敬三 丸川珠代 榎屋敬悟 阿部知子 小池晃	副会長	とかしきなおみ 牧山ひろえ 岡本充功 大串博志 福島みずほ	幹事	福岡資麿 古川俊治 三ッ林ひろみ 今枝宗一郎 大隈和英 安藤たかお 佐々木さやか 堀越啓仁 徳永エリ 浦野靖人
会長	河村建夫	幹事長	秋野公造	事務局総長	新谷正義
会長代行	羽生田たかし 古屋範子 川田龍平 桜井充	幹事長代理	橋本岳 竹谷としこ 岡本あき子 柚木道義 石井苗子 薬師寺みちよ	事務局次長	自見はなこ 国光あやの

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

条文

第一 総則

一 目的

(第一条関係)

この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とすること。

二 定義

(第二条関係)

1 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいうこと。

2 この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいうこと。

三 基本理念

(第三条関係)

1 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこと。

2 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策

との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならないこと。

3 成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならないこと。

4 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならないこと。

四 国の責務

(第四条関係)

国は、三の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

五 地方公共団体の責務

(第五条関係)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

六 保護者の責務等

(第六条関係)

1 父母その他の保護者は、その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努めなければならないこと。

2 国及び地方公共団体は、保護者に対し、1の責務が果たされるように必要な支援を行うものとする。

七 医療関係者等の責務

(第七条関係)

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力

し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならないこと。

2 成育医療等又はこれに関連する職務に従事する者（1の医療関係者を除く。）並びにこれらに関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならないこと。

八 関係者相互の連携及び協力

（第八条関係）

国、地方公共団体及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

九 法制上の措置等

（第九条関係）

政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

十 成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況の公表（第十条関係）

政府は、毎年一回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。

第二 成育医療等基本方針

（第十一条関係）

一 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならないこと。

二 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
- 2 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項
- 3 1及び2に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推

進に関する重要事項

三 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

四 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、内閣総理大臣、文部科学大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、成育医療等協議会の意見を聴くものとする。

五 厚生労働大臣は、三による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

六 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならないこと。

七 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び六の評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。

第三 基本的施策

一 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（第十二条関係）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦に対し成育過程の各段階等に応じた良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療の提供体制の整備、救急医療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

二 成育過程にある者等に対する保健

（第十三条関係）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦の健康の保持及び増進を図り、あわせて成育過程にある者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診査又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

三 教育及び普及啓発

（第十四条関係）

国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

四 記録の収集等に関する体制の整備等 (第十五条関係)

1 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健やかな成育に資するため、成育医療等に係る個人情報に配慮しつつ、成育過程にある者に対する予防接種、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断に関する記録の収集及び管理並びにその情報の活用等に関する体制の整備、当該情報に係るデータベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

五 調査研究 (第十六条関係)

国及び地方公共団体は、成育医療等の提供に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四 成育医療等協議会 (第十七条及び第十八条関係)

1 厚生労働省に、成育医療等基本方針に関し、第二の四の事項を処理するため、成育医療等協議会（2において「協議会」という。）を置くこと。

2 協議会の委員は、成育医療等に従事する者及び学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

第五 雑則

(第十九条関係)

都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるもの等とすること。

第六 施行期日等

(附則関係)

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 検討

政府は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。



従来の主な政策

児童福祉法

- 適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を基本原理として規定（H28年改正）
- 障害児や社会的養育を必要とする児童への支援を含めた、基本的な児童福祉施設や事業
- 支援を要する妊婦等を把握した医療機関の市町村への情報提供（H28年改正）

母子保健法

- 母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るための、健診、保健指導等の基本的な母子保健事業
- 母子保健に関する施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資することに留意（H28年改正）
- 市町村は、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努める（H28年改正）

健やか親子21

- 母子保健分野の国民運動
- 地域間での健康格差や、個人や家庭状況の違い等の多様性を認識した母子保健サービスの展開等を目標に10年後に達成すべき指標を設定して関連の取組みを推進

児童虐待防止法

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する、市町村又は児童相談所等への通告義務
- 児童虐待を受けた者の教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施

子ども・若者育成支援推進法

- 子ども・若者育成支援の総合的推進等

成育基本法（略称）

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、妊娠期からの切れ目のない支援を受けながら、その心身の健やかな成育の確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ、理念をもって包括的な前進を期するため、以下の項目を規定。

- 国、地方公共団体、保護者、医療その他の関係者の責務：子どもの健やかな成育、妊産婦の健康の保持・増進への寄与など
- 法制/財政上の措置等
- 基本的施策
 - 成育過程にある者・妊産婦の医療
 - 成育過程にある者・妊産婦の保健
 - 成育過程における心身の健康等に関する教育・普及啓発
 - 予防接種等に関する記録の収集等の体制整備
 - 成育過程にある者の死亡の原因に関する情報の収集等に関する体制整備
 - 調査研究など
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価・公表

施策間の連携促進

理念法による後押し

今後期待される政策

普及・啓発促進強化

- 心身の健康に関する教育の充実
- 科学的知見に基づく愛着形成の促進
- 子育ての孤立を防ぐ母親以外の養育者の育児参画
- 母子健康手帳の国際的な普及

医療・保健支援強化

- 妊産婦のメンタルヘルスに関する支援
- 周産期母子健診事業・保健指導の充実
- 子育て世代包括支援センターの充実
- 新生児難聴や医療的ケア児への支援
- 思春期の医療・保健に関する支援

就学前後の切れ目のない健康増進体制支援強化

- （乳幼児期・学童期の）就学前後の切れ目のない健康増進支援体制強化
- 乳幼児健診、学校健診、予防接種等に関する記録の収集、管理、活用等

「防げる死」を防ぐ体制整備と支援強化

- 児童虐待の発生予防・早期発見の促進
- 成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集、管理、活用等の体制整備

（検討事項）

- 総合的に推進するための行政組織等の在り方